

議案第 55 号

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占有に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占有に関する条例の一部を  
改正する条例

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占有に関する条例（平成 29 年墨田区  
条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

「第 12 条第 10 号」を「第 12 条第 2 項第 10 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市公園法施行令の一部改正により引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。